

発議第14号

安倍晋三元首相の「国葬」の実施に反対する意見書

地方自治法第99条及び松伏町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。

令和4年9月26日提出

提出者 松伏町議会議員 吉田俊一

賛成者 松伏町議会議員 平野千穂

松伏町議会議長 増田 等 様

安倍晋三元首相の「国葬」の実施に反対する意見書

岸田内閣は7月22日、参議院議員選挙期間中に銃撃を受けて亡くなった安倍晋三元首相について、9月27日に「国葬」を行うことを閣議決定した。

岸田文雄首相は、安倍氏の首相在任期間が最長だったことなどを理由に挙げ、「功績は誠に素晴らしいものである」とたたえたが、安倍氏の政治的立場や政治姿勢への評価は国民の間でも分かれている。NHKが8月におこなった世論調査でも、「国葬」を行うことについて、「評価する」と回答した人が36%なのに対し、「評価しない」とする人が50%に達している。他の多くのマスコミの世論調査でも、「国葬」の実施に対する賛否が分かれているのが実態である。このことは、無法な暴力で殺害された安倍元首相に追悼の気持ちをもっている人のなかでも、安倍氏の政治的立場や政治姿勢に対する評価が大きく分かれていることを示すものである。

こうした国民の間でも評価が分かれている安倍元首相を、内政でも外交でも礼賛する立場で「国葬」を行うことは、安倍氏の政治的立場や政治姿勢を国家として全面的に公認し、礼賛・賛美することにほかならない。

また、こうした形で「国葬」を行うことで、安倍元首相に対する弔意を、個々の国民に対して事実上強制することにつながるものが、強く懸念される場所である。

誰に対するものであれ、弔意を示すかどうかも含めて、すべて内心の自由に関わる問題であり、国家が弔意を求めたり、弔意を事実上強制したりすることは断じてあってはならない。

よって政府におかれましては、安倍元首相の「国葬」を取りやめるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年9月26日

埼玉県北葛飾郡松伏町議会

内閣総理大臣 岸田文雄様